

税

年金を受給している65歳以上の方 特別徴収制度について

年金所得分の市民税・県民税が年金から天引き(特別徴収)されます。

特別徴収の対象者

- ・前年中に公的年金の支払いを受けかつ4月1日に公的年金などの支払いを受けている方
- ・4月1日現在、65歳以上の方
- ・遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上の方
- ・市の行う介護保険の保険料が年金から特別徴収(天引き)されている方

特別徴収の対象となる年金

老齢または退職を支給事由とする公的年金

特別徴収される税額

公的年金所得にかかると均等割額。給与所得や農業所得などの公的年金以外の所得がある場合は、その分にかかる税額は除かれます。

税額などの通知

年金から特別徴収される金額は、発送される「平成22年度市民税・県民税税額決定・納税通知書」に記載がありますので、ご確認いただくか、市税務課までお問い合わせください。

特別徴収の方法

○特別徴収開始1年目の方(昭和19年4月2日から昭和20年4月1日生まれの方)
年金の前半と後半で徴収方法が異なります。

【前半】年金所得の年税額の半分を2回に分け、6月、8月に普通徴収(市役所または金融機関等で納付書により納める方法)により納付。
【後半】残り分を3回に分けて、12月、2月に支給される公的年金から特別徴収により納付。

例：公的年金所得にかかる年税額が60,000円の場合

期別および支給月	年税額の1/2を普通徴収		年税額の1/2を年金支給額から特別徴収		
	1期(6月)	2期(8月)	公的年金(10月支給分)	公的年金(12月支給分)	公的年金(2月支給分)
年金額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

例：公的年金所得にかかる年税額が63,000円の場合

年金支給月	仮特別徴収税額を特別徴収			年税額から仮特別徴収税額を差し引いた額を特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円
	前年度の特別徴収			10月以降の支給月は、年税額(63,000円)から仮特別徴収税額(30,000円)を差し引いた額33,000円を3回で徴収		

○特別徴収2年目の方(昭和19年4月1日以前生まれの方)
年6回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の3回は仮特別徴収税額の徴収となります。
【前半】平成21年10月から翌年3月の間に特別徴収で天引きされた額に相当する額を3回に分け、4月、6月、8月に支給される公的年金から特別徴収により納付。
【後半】平成22年分年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を3回に分け、10月、12月、2月に支給される公的年金から特別徴収により納付。

年金特別徴収の停止

以下のいずれかに該当する場合、年金からの特別徴収は停止となります。

- ・特別徴収対象年金の給付を受けないこととなった場合
- ・対象者が転出、死亡した場合
- ・市の行う介護保険の特別徴収被保険者でなくなった場合
- ・年度途中で公的年金などにかかる所得から算出される市・県民税額が変更となった場合

※年金からの特別徴収が停止され、市・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。

※不明な点は税務課市民税係までお問い合わせください。

問い合わせ

税務課市民税係
TEL (23) 8725

忘れていませんか？ 自動車税の納付

自動車税の納期限は5月31日(月)まででした。お忘れの方は至急納付ください。

■納付方法 お手元の納税通知書でお近くの金融機関・コンビニで納めてください。

問い合わせ

大田原県税事務所
TEL (23) 4171

